米兵による相次ぐ傷害事件及び米軍人・軍属による窃盗事件に対する抗議決議

令和7年7月5日午前3時30分頃、嘉手納基地所属米空軍二等兵(25歳)が、沖縄市胡屋一丁目所在の駐車場にて、会社員の女性(20代)を転倒させ馬乗りになり顔面を複数回殴るなどの暴行を加えたとして、同日午前6時30分に傷害事件の容疑で緊急逮捕されている。

また、令和7年7月6日午前0時10分頃、キャンプ・ハンセン所属米海兵隊一等兵(21歳)が、沖縄市中央一丁目所在の飲食店路上に停車中であった普通乗用車の後部座席に乗り込み、運転中の会社員男性(40歳)の首を両手で絞める等の暴行を加えたとして、同日0時40分に現行犯逮捕されたとの報告が沖縄防衛局よりあった。

今回の傷害被疑事件においては、未だ検察庁の取り調べ段階にあることは承知しているが、市内において相次いで傷害事件が発生し、市民から沖縄署へ通報があったこと、傷害被疑事件として緊急逮捕並びに現行犯逮捕されている事実から、県民への暴力行為は絶対に許されないものと考えており、大きな憤りを感じている。

さらに、令和7年7月6日午前7時33分頃、沖縄市上地一丁目所在の商業施設駐車場においてキャンプ・フォスター所属米海軍二等水兵(20歳)が、オートバイ1台ほかを窃盗の容疑で現行犯逮捕されている。

さらには、令和7年4月20日20時30分~22時13分頃、沖縄市登川所在ヤードから米軍人家族による車両窃盗事件の容疑で通常逮捕されている。これは、令和7年6月25日13時04分頃に邸宅侵入事件の容疑で現行犯逮捕された被疑者の再逮捕事案である。

2024 年沖縄県内で相次いだ米兵による女性暴行事件を受け、エマニュエル駐日米大使と在沖米軍トップ四軍調整官のロジャー・ターナー中将は、全軍の部隊にリバティー制度を導入するなどの対策を打ち出したが、酒気帯び運転や住居侵入、窃盗、傷害など米軍人・軍属の逮捕が相次ぐなど、綱紀粛正の不徹底から事件・事故が相次いでいると言わざるを得なく目に余る事態が続いている。

戦後80年が経過した今でも、日米地位協定に守られている米軍の特権意識が事件・事故を誘発していると言っても過言ではない。

よって、本市議会は、市民・県民の人権、生命、財産を守る立場から、相次ぐ米軍人・軍属による事件・事故に対し、厳重に抗議するとともに、関係機関に対して下記事項の実現を強く求める。

記

- 1. 米軍人・軍属、その家族への法令遵守のあり方を徹底し、県民が納得できる実効性のある再発防止策を講じること。さらに事件・事故を起こさぬよう米軍人・軍属への綱紀粛正の徹底を求めること。
- 2. 「日米地位協定」を抜本的に改正すること。

以上、決議する。

令和7年8月14日 沖縄市議会

宛 先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在沖米四軍沖縄地域調整官 在沖米国総領事